

委第2号議案

富岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

別紙議案を、富岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月21日提出

提出者 富岡市議会議会運営委員会
委員長 茂原 正秀

富岡市議会議長 佐藤 信次 様

提 案 理 由

委員会を開催する会議室に参集することが困難な委員が会議に参加しやすくなる環境を整備するため、オンラインによる方法での委員会を開催する条件として、新たに育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会に参集することが困難である場合を加えるほか、執行部の説明員や公聴会における公述人、委員会における参考人についてもオンラインによる方法で出席することができるよう、富岡市議会委員会条例の一部を改正したいとするもの

富岡市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

富岡市議会委員会条例（平成18年富岡市条例第220号）の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(<u>委員会の開会方法の特例</u>)</p> <p>第14条の2 委員長は、<u>委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって委員会を開会することができる。ただし、第19条（秘密会）第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第15条 略</p> <p>(秘密会)</p> | <p>(<u>会議開催の特例</u>)</p> <p>第14条の2 委員長は、<u>重大な感染症まん延の防止の措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の招集場所への招集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開催することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 <u>前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第29条第1項に規定する出席委員とする。</u></p> <p>(秘密会)</p> |

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 略

(出席説明の要求)

第20条 略

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 略

2 略

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(参考人)

第28条 略

2 略

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 略

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、第14条の2第1項の規定により開催するオンラインを活用した会議は、秘密会とすることができない。

2 略

(出席説明の要求)

第20条 略

(公述人の決定)

第24条 略

2 略

(参考人)

第28条 略

2 略

3 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。